

平成 30 年 10 月 19 日

所 属 長 様

町 長

平成 31 年度予算編成方針

平成 31 年度の予算編成における歳入の見込みは、根幹をなす町税の減少に加えて、普通交付税についても国勢調査人口や主要な基礎数値の急減補正がなくなることを受けて大きく減少が見込まれる上、歳出においても人件費をはじめ公債費等の義務的経費は増額傾向にある。また、本年度に頻発した災害の復旧に要する財源負担や後述する主要事業に伴う臨時歳出等を踏まえると、本町の長期収支見込は予断を許さない状況にある。

他方、総務省においては“平成 31 年度の地方財政の課題”にて「ひとづくり革命の実現と地方創生の推進」を掲げて、幼児教育の無償化や待機児童の解消に向けた施策を検討しており、予てより実施している地方創生と相まって、地域の自主性・主体性を踏まえた地方自治の推進を求めている。また、昨年度に引き続いて一層の地方行政サービス改革の推進を求めており、ICTやAIの活用による業務改革を促すなど、従来の地方公共団体の業務のあり方が転換点を迎えつつあるといっても過言ではない。

このような状況にあって、従来より本町はアクションプランの実現を目指すところであり、平成 31 年度は公共施設再編をはじめとして主要な事業が実施段階を迎えつつある。いずれの事業についても“一万人だからできるまちづくり”の基礎となるものであり、完遂を求められるものである。一方で、冒頭に示す通り、本町の一般財源ベースにおける歳入歳出の見込みは例年になく厳しい様相を呈しており、平成 31 年度の当初予算編成と事務事業の見込みにあたっては全職員の業務改革に向けたマネジメント力の発揮を求めるところである。

【予算編成の基本的事項】

1. 平成 31 年度は昨年度に引き続いて“枠配分方式”による予算編成手法による編成とするので、各所属長は予算編成事務の流れはもとより、施策課題への取組み手法及び費用対効果等の業務マネジメント全般に渡り留意をしつつ、効果的な予算の編成に取り組むこと。
2. 平成 31 年度当初予算の枠配分方式は平成 30 年度当初予算の一般財源額から平成 30 年度当初予算の裁量事業と経常事業の臨時増減額分を控除した上で、平成 30 年度事業計画調査の経常経費の増減を反映させて枠配分額を決定している。なお、平成 31 年度に予定される消費税増税分については事業計画の内容を反映している。
3. 事業計画要求ベースにおいて歳入歳出の不足を確認するため、事業計画で要求のあった全事業について仮計上した。しかしながら、仮計上において一般財源ベースで大幅な歳入不足が見込まれることから、別紙不採択事業一覧に示す事業は平成 31 年度当初予算への計上は行わないものとする。なお、計上する事業であっても事業計画ヒアリングにおいて疑義や意見のある点について、十分に留意の上、予算要求をなされたい。
また、昨年と同様に要求のなされた予算について、財政係との予算ヒアリング結果に支障がある場合、所属長等協議において調整を図るものとする。
4. 歳入全般に渡り増収策を図り、予算計上すること。なお、小額であっても遺漏なく計上すること。また、歳入歳出全般に渡り、積算根拠を省略して予算要求を行う事例も見受けられるが、厳に慎むこと。
5. 国の平成 31 年度地方財政計画を踏まえた収支見込の確定を経て、1 月下旬に最終的な事業費を確定するものであり、予算査定をもって予算措

置を担保するものではないこと。

6. 政策的課題及び来年度以降の制度設計、事業内容の確定していない施策等については、早急にその方向性を決定し、可能な限り平成 31 年度予算に反映させること。
7. 枠配分方式により予算案を取りまとめるにあたり、予算要求基準を下記の通り定めるので、積算の参考にすること。なお、現時点においてシーリングによる減額は予定していない。
 - ① 枠配分額は 2. に記載した算出方式で構成されているので留意すること。なお、3. に示す不採択事業一覧の事業は当初予算への計上を見送るが、それ以外の新規裁量事業について予算要求は可能である。但し、新規裁量事業の財源については、枠配分や裁量事業の再編・改廃により生ずる一般財源の確保を検討すること。また、平成 29 年度の決算時における一般財源額が、平成 29 年度 3 月補正減額前と乖離する場合は、その要因を精査の上、縮減に努めること。
 - ② 国庫補助、府補助等の特定財源を持つ事業において、補助率の引下げ等が発生した場合は、安易に一般財源の増額による予算計上をするのではなく、事業費そのものの縮減に努めること。なお、事業費縮減による事業効果の維持が困難である場合、分担金、手数料等の受益者負担金の徴収・増額等の財源確保策を十分に検討すること。
 - ③ 工事請負費、備品購入費等の積算にあたっては積算基準等の参考資料を十分に精査するものとし、積算基準によりがたい場合は過年度に執行された入札結果等を参考に要求すること。
 - ④ 消費税増税前(9月末まで)に予算執行が行い得る事業について、消費税増税にかかわらず従前の税率で予算を計上すること。また、消費税増税に伴う契約・支払の実務を踏まえつつ適切に予算要求を行うこと。
 - ⑤ 人件費については、人事ヒアリングにおいて精査が行われるところ

であるが、事業計画調査において提出された総人件費見込に留意しつつ、より一層の総人件費の抑制に努めること。

- ⑥ 物件費については例年以上に、旅費・需用費等の諸費の抑制に努めつつ、計上すること。なお、議会費、総務管理費等を除く事業における食糧費の計上は認めないので、要求は厳に慎むこと。
- ⑦ 維持補修費について、各施設の修繕費について、経常の修繕費を認めるところであるが、具体的な修繕対象物件や必要経費が判明している場合は積算根拠を明記すること。
- ⑧ 扶助費については、各事業における自然増減による支給対象者の増減、及び法令改正による支給単価の増減を適正に見込み、単純なトレンドによる安易な増額要求は厳に慎むこと。特に平成 29 年度の当初予算見込と決算の乖離について分析を行い、要求額が過大にならないよう検証の上、要求すること。
- ⑨ 補助費等については、団体補助金の一層の見直しを図るとともに、実績を踏まえた予算化に努めること。また、一部事務組合等への負担金は、当該団体との連携を密にしつつ、適正範囲において要求すること。
- ⑩ 各特別会計等への繰出金は、平成 30 年度繰出基準を遵守するところであり、基準外繰出を要する場合は、当該特別会計の予算を極力縮減の上、ヒアリング時に財政係へ申し入れること。なお各特別会計等への繰出金については事業計画ヒアリング及び収支見込の全額において枠配分額に含んでいる。従って、予算の要求にあたっては、一層の縮減に努めて予算要求を行うこと。
- ⑪ 各特別会計の当初予算時における繰越金の見込みは、平成 29 年決算を参考にしつつ、各会計の月次支払状況を勘案の上、見込むこと。

8. 今後、収支見込が変動することがありえるので、予算の最終調製については、平成 31 年度地方財政計画の確定をもって判断するものとする。